

(別紙様式1)

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：岐阜県  
農業委員会名：高山市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	3,569
自給的農家数	1,577
販売農家数	1,992
主業農家数	533
準主業農家数	247
副業的農家数	1,212

※ 農林業センサスに基づいて記入

	農業者数(人)
農業就業者数	5,511
女性	2,504
40代以下	748

※ 農林業センサスに基づいて記入

	経営数(経営)
認定農業者	546
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	49
農業参入法人	86
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	3,040.0	1,540.0				4,590.0
経営耕地面積	1,811.8	1,026.2	635.2	130.5	260.5	2,838.0
遊休農地面積	64.9	60.9				125.8
農地台帳面積	3,163.3	1,922.4	1,898.6	0.3	23.5	5,085.7

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項  
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	45	45	10

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,590 ha	1,967 ha	42.9%
課 題	着実に担い手への農地の集積は進んでいるが、優良な農地の集積はあまり進んでいないのが現状である。また、担い手の規模拡大などに支障をきたしている場合も一部で見受けられるほか、新規就農希望者等への優良な農地は不足している。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2,067 ha (うち新規集積面積 60 ha)
目標設定の考え方:令和5年度までに管内農地の20%程度の集積を目指す。	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

活動計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・担い手への農地集積を促進させるため、農家意向調査を踏まえた相談活動により地域の理解醸成を図る。</li><li>・農地中間管理事業の活用で担い手への農地集積の推進を図る。</li><li>・人・農地プランで地域の話し合いを行い、担い手となる農業者に対して認定農業者への誘導を積極的に展開する。</li><li>・個々の貸付希望農地に対する取り組み状況を、委員・推進委員・事務局が共有できるよう、農家との交渉経過等を記録する。</li></ul>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

### III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	3 経営体	5 経営体	4 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.2 ha	3.2 ha	3.2 ha
課題	新規農業参入者が、より確実に定着するために必要な事業の検討が求められる。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	4 経営体	参入目標面積	2.0 ha
-------	-------	--------	--------

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

活動計画	新規農業参入が図られるよう、農業研修から就農時まで一貫して支援を行うとともに、移住就農者確保に向けた研修事業の支援を行う。
------	---------------------------------------------------------------

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 4,590 ha	遊休農地面積(B) 125 ha	割合(B/A×100) 2.72%
課 題	中山間地域における遊休農地は、高齢化の進行、担い手農家の不足、農地の形状等の非効率、鳥獣被害の増加など原因が複雑に絡み合い、単純に担い手による基幹的作物の栽培のみでの解消が困難な状況である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 10 ha
目標設定の考え方: 平年の遊休農地解消実績(10ha)を目標に取組む。	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		250 人		8月～11月	12月～1月
		調査方法	・農業委員会地区委員による現地調査 ・地区委員の調査を踏まえて、農業委員及び農地利用最適化推進委員、職員等による現地確認並びに状況把握		
	農地の利用意向調査	実施時期		調査結果取りまとめ時期	
		1月～2月		3月～4月	
	その他				

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,590 ha	0 ha
課 題	現在は、違反転用に対する課題等は見受けられないが、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、発生時には迅速な対応を行う。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	・違反転用者に対して是正指導を隨時実施する。 ・機関紙「農委と農家」や、農業委員及び農地利用最適化推進委員による相談活動などを通じて、転用手手続きや違反防止のための啓発活動を行う。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務の対応

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

活動計画	農地法関係事務処理要領に基づく適正処理
------	---------------------

### 2 農地転用に関する事務(意見を付して知事へ送付)

活動計画	農地法関係事務処理要領に基づく審査検討及び都市計画法、農振法等関係機関との調整による適正処理
------	------------------------------------------------

### 3 農地所有適格化法人からの報告への対応

活動計画	農業委員会総会での報告
------	-------------

#### 4 情報の提供等

活動計画	法令等に定める対応
------	-----------

## VII その他農業委員会活動

### 1 地域農業者等からの主な要望・意見への対応

推進計画	各種活動を行う中での意見は、事務局等に確認の上、個々に対応する。 また、部会・ブロック会議等で情報共有するとともに、農業委員会として対応が必要な意見等については、協議会・役員会等で協議し、意見書への反映あるいは農業委員会で対処する。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2 地域活動

項目	推進計画
相談活動	農業経営、農業後継者の結婚、家族経営協定、耕作、新規就農等の相談活動を行う。
各種農業関係団体行事への参加と意見・要望の聴取	各種農業関係団体の行事へ参加するとともに、農業者や地域の意見・要望を聴取する。
地区委員と連携した活動	地区委員を委嘱する。 農地利用の最適化や地域への諸情報の周知など農業委員会と連携を進める。
その他	地域活動の実績は、全体会議など全ての活動実績と合わせ、委員・推進委員ともに月ごとに整理し、事務局に報告する。

### 3 農業振興に関する意見書(農地等利用最適化推進施策の改善を含む)

項目	推進計画
市への意見書	市の予算及び施策、前年度意見書の対応状況の確認、検証を行う。 検証結果を踏まえ、農地利用最適化推進委員の意見を聞き、意見書を取りまとめ提出する。
市への意見書	県農業会議から県に対する意見書に高山市案を提出する。 その他必要に応じ、行政や関係機関などへの意見、要望を提出する。

#### 4 会議等の開催

項目	推進計画
会議等の開催	次の会議を開催する ・定期総会 ・協議会 ・役員会 ・部会 ・ブロック会議 等

#### 5 市の農業振興にあたっての審議等

項目	推進計画
市の農業振興にあたつての審議等	市等が策定する計画及び、農業施策を推進するにあたつて、必要な審議、承認等を行う。

#### 6 研修、調査研究

項目	推進計画
研修	・県外先進地視察 ・管内及び周辺地域視察 ・県や農業会議等が開催する研修会
調査研究	農業発展に向けた取り組みや課題に対する実態把握と研究

#### 7 その他

項目	推進計画
活動報告	各委員・推進委員は、月ごとの活動を事務局に報告する。

## 7 公表、情報提供、啓蒙普及

下記は、農業委員・推進委員の地域活動内での情報提供の記載を省略している。

### I～VI関連

項目	推進計画
高山市農業委員会農地等の利用の最適化及び農業振興の推進に関する指針	見直しは、令和5年度(農業委員・推進委員の改選時)に行う
当年度の目標及びその達成に向けた活動計画	案をHPに掲載するとともに意見募集 決定した計画は、HPに掲載
前年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価	案をHPに掲載するとともに意見募集 決定した計画は、HPに掲載
総会及び議事録	総会は、HPで開催日及び案件を公表し、公開で開催する。 推進委員及び地区委員には、総会議案を事前送付する。 議事録は、HPに掲載する。
協議会等及び会議記録	推進委員に対し、共有すべき案件については、会議資料及び会議記録(要点)を情報提供する。
市への意見書	機関紙「農委と農家」でお知らせする。
賃借料情報	機関紙「農委と農家」でお知らせする。

### VII関連

項目	推進計画
委員会活動	主な委員会活動を、機関紙「農委と農家」でお知らせする。
農作業雇用賃金、機械利用料金の参考額	営農時の参考額として、機関紙「農委と農家」でお知らせする。 ※見直し点
その他農業関連情報	機関紙「農委と農家」及び関連機関と連携し情報提供、啓蒙、普及等を図る。 ・農業施策や支援策 等 ・農業者年金等の制度 ・農作業等の安全対策 等

VIII 事務の実施状況の公表等(様式が定められている上記重複事項)

上記に重複するため略